○防衛省告示第六十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和八年三月六日次のとおり決定された。

令和八年三月十日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	八戸市	国有	土地：約七四四、〇〇〇平方メートル 建物：約二三、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年三月九日から同月十九日まで 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇六二	仙台駐屯地	仙台市	国有	建物：約五一〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：年約六週間 陸上自衛隊仙台駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○東北地方整備局告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

東北地方整備局長　西村　拓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
宮城県本吉郡南三陸町歌津字川内九五番四から同町歌津字草木沢五七番一まで	四五・一五～二三七・六九メートル	〇〇・四二九キロメートル
	四五・一五～二四六・一二メートル	〇〇・四二九キロメートル

四　指定する期日　令和八年三月十日

○東北地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県本吉郡南三陸町歌津字川内九五番四から同町歌津字草木沢五七番一まで	前	四五・一五～二三七・六九メートル	〇〇・四二九キロメートル
	後	四五・一五～二四六・一二メートル	〇〇・四二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所

○東北地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町歌津字川内九五番四から同町歌津字草木沢五七番一まで	東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十一日

○四国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　香川県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年四国地方整備局告示第八号観音寺都市計画道路事業三・五・二十号杵田川右岸線

三　事業施行期間　自令和三年三月九日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
枕崎市桜木町一九八番から同市桜木町四七五番まで	前	一四・四〇～二三・八六メートル	〇〇・〇三一キロメートル
	後	一四・四〇～三六・四六メートル	〇〇・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十五号	枕崎市桜木町一九八番から同市桜木町四七五番まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十日